

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日とする)

目次 告示

◇ 告示 昭和四十二年二月定例県議会で議決された昭和四十二年
度鳥取県一般会計予算等

鳥取県告示第三百四十五号

昭和四十二年二月定例県議会で三月十三日議決された昭和四十二年度鳥
取県一般会計予算、昭和四十二年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会
計予算、昭和四十二年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和四十二年度鳥
取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十二年度鳥取県立し
かの和泉荘事業特別会計予算、昭和四十二年度鳥取県中小企業近代化資金助
成事業特別会計予算、昭和四十二年度鳥取県立大山観光会館事業特別会
計予算、昭和四十二年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和
四十二年度鳥取県営林事業特別会計予算、昭和四十二年度鳥取県宮境
港水産施設事業特別会計予算、昭和四十二年度鳥取県有料道路大山環状道
路事業特別会計予算、昭和四十二年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特
別会計予算、昭和四十二年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和
四十二年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和四十二年度

鳥取県電気事業会計予算、昭和四十二年度鳥取県工業用水道事業会計予
算、昭和四十二年度鳥取県埋立事業会計予算及び昭和四十二年度鳥取県病
院事業会計予算は、次のとおりである。
昭和四十二年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和42年度鳥取県一般会計予算

昭和42年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,831,000千円と定め
る。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入
歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事
項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第250条第1項の規定により起こすことができる地方
債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3
表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第255条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ
の最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項

の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 県 税	1 県 民 税	2,908,000
	2 事 業 税	571,661
	3 不 動 産 取 得 税	746,238
	4 県 た ば こ 消 費 税	111,226
	5 娯 楽 施 設 利 用 税	229,939
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	47,476
	7 自 動 車 税	444,082
	8 銃 区 税	291,150
	9 狩 猟 免 許 税	3,429
	10 固 定 資 産 税	2,360
	11 軽 油 引 取 税	26,774
	12 入 猟 税	431,377
	13 旧 法 に よ る 税	2,287
2 地 方 譲 与 税		704,043
1 地 方 道 路 譲 与 税		665,485

3 地 方 交 付 税	2 石 油 ガ ス 譲 与 税	40,558
		8,883,000
4 分 担 金 及 び 負 担 金	1 地 方 交 付 税	8,883,000
		398,709
5 使 用 料 及 び 手 数 料	1 分 担 金	97,684
	2 負 担 金	301,025
		545,542
6 国 庫 支 出 金	1 使 用 料	376,420
	2 手 数 料	169,122
		8,319,348
7 財 産 収 入	1 国 庫 負 担 金	3,498,883
	2 国 庫 補 助 金	4,753,969
	3 委 託 金	66,496
		221,860
	1 財 産 運 用 収 入	27,955
	2 財 産 売 払 収 入	193,905
8 寄 附 金		155,065
	1 寄 附 金	155,065
9 繰 入 金		84,466
	1 基 金 繰 入 金	83,701
	2 特 別 会 計 繰 入 金	765
10 繰 越 金		80,000
	1 繰 越 金	80,000

11 諸 収 入	項 目		金 額 千円
	項 目	金 額	
12 県 債	1 延滞金、加算金及び過料		28,889
	2 県 預 金 利 子		50,190
	3 公営企業貸付金元利収入		140,988
	4 貸付金元利収入		1,361,067
	5 受託事業業収入		119,780
	6 収益事業業収入		6,000
	7 雑 入		69,103
12 県 債			755,000
1 県 債			755,000
歳 入 合 計			24,831,000
歳 出 款	項 目		金 額 千円
	項 目	金 額	
1 議 会 費	1 議 会 費		128,248
	2 議 会 費		128,248
	3 議 会 費		1,365,609
	4 議 会 費		895,889
	5 議 会 費		102,166
	6 議 会 費		221,402
	7 議 会 費		25,922
2 総 務 費	1 総 務 費		25,397
	2 総 務 費		11,186
	3 総 務 費		46,967
	4 総 務 費		
	5 総 務 費		
	6 総 務 費		
	7 総 務 費		

3 民 生 費	8 人 事 委 員 会 費		18,801
	9 監 査 委 員 費		17,879
	1 社 会 福 祉 社 費		1,317,868
	2 児 童 福 祉 社 費		273,181
	3 生 活 保 護 費		396,301
4 衛 生 費	3 生 活 保 護 費		645,890
	4 災 害 救 助 費		2,496
	1 公 衆 衛 生 費		1,010,397
	2 環 境 衛 生 費		498,065
5 勞 働 費	3 保 健 所 費		28,852
	4 医 業 費		228,285
	1 勞 政 費		255,197
	2 職 業 訓 練 費		216,500
6 農 林 水 産 業 費	3 失 業 対 策 費		47,719
	4 勞 働 委 員 会 費		68,875
	1 農 業 費		79,733
	2 畜 産 業 費		20,175
	3 農 地 費		3,528,888
7 防 災 費	1 農 業 費		1,320,050
	2 畜 産 業 費		326,752
	3 農 地 費		781,564
	4 林 業 費		906,666
	5 水 産 業 費		193,826

7	商工費	1 商業費	1,275,375		
		2 工業費	503,291		
		3 鑑光費	709,448		
8	土木費	1 土木管理費	62,634		
		2 道路橋りょう費	5,433,215		
		3 河川海岸費	119,704		
		4 港湾費	3,126,558		
		5 都市計画費	1,337,230		
		6 住宅費	255,312		
9	警察費	1 警察管理費	414,178		
		2 警察活動費	180,233		
		3 警察総務費	1,190,323		
10	教育費	1 小学校教育費	1,110,323		
		2 中等学校費	80,000		
		3 高等学校費	7,569,037		
		4 特別学校費	526,377		
		5 社会教育費	2,810,467		
		6 保健体育費	1,610,175		
		7 災害復旧費	2,311,029		
11	災害復旧費	163,545	102,552	44,892	475,050

12	公債費	1 農林水産施設災害復旧費	196,562
		2 土木施設災害復旧費	278,488
13	諸支出金	1 公債費	1,157,387
		2 公営企業貸付金	135,155
14	予備費	1 公営企業貸付金	3,158
		2 娯楽施設利用税交付金	30,000
歳出		合計	24,831,000

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額
看護学生等修学資金貸付金	昭和三十九年度から昭和三十九年度まで	昭和三十九年度から昭和三十九年度まで	1,188千円
保母修学資金貸付金	昭和三十九年度から昭和三十九年度まで	昭和三十九年度から昭和三十九年度まで	576千円
農業近代化資金利子補給	昭和三十九年度から昭和三十九年度まで	昭和三十九年度から昭和三十九年度まで	融資総額1,105,000千円を限度とし、各年度の融資する金額の4.5/100に相当する金額
農業近代化推進資金利子補給	昭和三十九年度から昭和三十九年度まで	昭和三十九年度から昭和三十九年度まで	融資総額160,000千円を限度とし、各年度の融資する金額の4.5/100に相当する金額
農村青年経営安定資金利子補給	昭和三十九年度から昭和三十九年度まで	昭和三十九年度から昭和三十九年度まで	昭和三十九年度に貸し付けた農業者改良資金のうち昭和三十九年度以後の昭和三十九年度から昭和三十九年度までの昭和三十九年度の償還にあつては、鳥取県信用農業協同

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,199千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		99,246
	1 用 品 調 達 事 業 収 入	37,555
	2 自 動 車 管 理 事 業 収 入	5,760
	3 集 中 管 理 事 業 収 入	55,931
2 財 産 収 入		1,500
	1 財 産 売 払 収 入	1,500
3 繰 越 金		6,453
	1 繰 越 金	6,453
歳 入	合 計	107,199

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		101,560
	1 用 品 調 達 事 業 費	37,555
	2 自 動 車 管 理 事 業 費	8,074
	3 集 中 管 理 事 業 費	55,931
2 諸 支 出 金		765

子 備 費	1 繰 出 金	765
	1 子 備 費	4,874
歳 出	合 計	107,199

昭和42年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和42年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191,434千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		187,065
	1 証 紙 収 入	187,065
2 繰 越 金		4,369
	1 繰 越 金	4,369
歳 入	合 計	191,434

歳 出

款	項	金 額
1 一 般 会 計 繰 出 金		181,453
	1 一 般 会 計 繰 出 金	181,453

2	収入証紙売りさばき費	1 収入証紙売りさばき費		5,612
3	諸支出金	1 償還金		1
4	予備費	1 予備費		4,368
	歳出	合計		191,434

昭和42年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和42年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,873千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1	国庫支出金	8,810
	1 国庫貸付金	8,810

2	繰入金	1 一般会計繰入金		4,840
3	繰越金	1 繰越金		2,392
4	諸収入	1 貸付金元利収入		13,831
		2 雑収入		124
	歳入	合計		29,873

歳 出

款	項	金額	
1	母子福祉資金貸付事業費	29,873	
	1 母子福祉資金貸付事業費	29,873	
	歳 出	合計	29,873

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	8,810	政府の定める方法	無利子	母子福祉法(昭和59年法律第129号)第14条第2項に定める方法

昭和42年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計予算

昭和42年度鳥取県の県立しかの和泉荘事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,717千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	7,504
2 繰 越 金	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入	1 雑 収 入	212
歳 入	合 計	7,717

歳 出

款	項	金 額
1 しかの和泉荘事業費	1 しかの和泉荘事業費	7,717
歳 出	合 計	7,717

昭和42年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
 昭和42年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223,116千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金	1 国庫補助金	74,000
2 繰 越 金	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入	1 雑 収 入	212
歳 入	合 計	74,212

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付事業費	1 中小企業近代化資金貸付事業費	223,116
歳 出	合 計	223,116

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付事業費	1 中小企業近代化資金貸付事業費	223,116
歳 出	合 計	223,116

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 43,000	政府の定める方法	% 無利子	中小企業近代化資金助成法施行令(昭和31年政令第152号)第4条に定める方法

昭和42年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計予算

昭和42年度鳥取県の県立大山観光会館事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,437千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 28,862
	1 使用料	28,862
2 繰入金		13,402
	1 一般会計繰入金	13,402
3 諸収入		1,173
	1 雑収入	1,173
	歳入合計	43,437

歳出

款

項

金

額

1 大山観光会館事業費		千円 43,437
	1 大山観光会館事業費	43,437
	歳出合計	43,437

昭和42年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和42年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,312千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 24,788
	1 国庫補助金	24,788
2 繰入金		16,618
	1 一般会計繰入金	16,618
3 繰越金		820
	1 繰越金	820
4 諸収入		64,086
	1 貸付金元利収入	64,086
	2 雑収入	1

歳 入	合 計	106,312
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農業改良資金貸付事業費	1 農業改良資金貸付事業費	106,312
歳 出	合 計	106,312

昭和42年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和42年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,509千円と定める。
- 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入			
款	項	金 額	
		千円	
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	20	
2 財産収入	1 財 産 売 払 収 入	50,959	
	2 財 産 運 用 収 入	1	
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	23,195	

4 繰 越 金	1 繰 越 金	7,000
5 諸 収 入	1 雑 収 入	7,335
歳 入	合 計	88,509

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 県営林事業費	1 職 員 費	12,655
	2 造 林 費	14,547
	3 保 育 費	56,747
	4 施 分 費	4,096
	5 公有林野分収造林事業費	464
歳 出	合 計	88,509

昭和42年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和42年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,302千円と定める。
 - 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	18,287
	1 使用料	18,287
2 繰入金	1 一般会計繰入金	1,639
3 繰越金	1 繰越金	1
4 諸収入	1 雑収入	375
歳入	合計	20,302

款	項	金額
1 事業費	1 事業費	7,586
	1 事業費	7,586
2 公債費	1 公債費	12,716
	1 公債費	12,716
歳出	合計	20,302

昭和42年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算
 昭和42年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,020千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	10,865
	1 事業収入	10,865
2 繰入金	1 一般会計繰入金	9,156
	1 一般会計繰入金	9,156
3 繰越金	1 繰越金	1
	1 繰越金	1
歳入	合計	20,020

款	項	金額
1 有料道路大山環状道路事業費	1 有料道路大山環状道路事業費	20,020
	1 有料道路大山環状道路事業費	20,020
歳出	合計	20,020

昭和42年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計の予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入
 歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額	額
1 事業収入	1 事業収入	1 事業収入	7,813	7,813
		1 繰入金	6,786	6,786
		1 繰入金	1	1
歳入合計			14,600	14,600

歳出	款	項	金額	額
1 有料道路三朝高原道路事業費	1 有料道路三朝高原道路事業費	1 有料道路三朝高原道路事業費	14,600	14,600
		歳出合計	14,600	14,600

昭和42年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

昭和42年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,368千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳入

歳入	款	項	金額	額
1 財産収入	1 財産完払収入	1 財産完払収入	20,979	20,979
		2 繰入金	1,373	1,373
3 諸収入	1 雑収入	1 雑収入	16	16
		歳入合計	22,368	22,368

歳出	款	項	金額	額
1 県立学校農業実習費	1 県立学校農業実習費	1 県立学校農業実習費	22,368	22,368
		歳出合計	22,368	22,368

昭和42年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和42年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,172千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

款	項	金額
1 国庫支出金		100
	1 国庫委託金	100
2 財産収入		45,220
	1 財産売却収入	45,220
3 繰入金		1,850
	1 一般会計繰入金	1,850
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入	合計	47,172
歳出		
	合計	47,172
1 県立学校水産実習船実習費		47,172
1 県立学校水産実習船実習費		47,172
歳出	合計	47,172

昭和42年度鳥取県電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和42年度鳥取県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 95,570,000KW・H
 - (2) 日野川第1発電所建設事業 工事費 395,154千円
(収益的収入及び支出)
- 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	支出
第1款 電気事業収益 325,399千円	第1款 電気事業費 297,081千円
第1項 営業収益 319,389千円	第1項 営業費用 165,050千円
第2項 営業外収益 6,010千円	第2項 営業外費用 131,831千円
	第3項 予備費 200千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額101,213千円は当年度分損益剰定留保資金66,350千円、繰越利益剰余金処分額26,000千円及び過年度分損益剰定留保資金8,863千円で補てんするものとする。)

収入	支出
第1款 資本的収入 393,135千円	第1款 資本的収入 393,135千円
第1項 企業債 350,000千円	第1項 企業債 350,000千円
第2項 固定資産売却代金 1千円	第2項 固定資産売却代金 1千円
第3項 建設収入 1,470千円	第3項 建設収入 1,470千円
第4項 受託金 41,664千円	第4項 受託金 41,664千円

第1款 病院事業収益 573,067千円
 第1項 医 業 收 益 493,031千円
 第2項 医 業 外 收 益 68,209千円
 第3項 看護婦養成所収益 11,827千円

支 出
 第1款 病院事業費用 575,199千円
 第1項 医 業 費 用 528,319千円
 第2項 医 業 外 費 用 35,053千円
 第3項 看護婦養成所費用 11,827千円
 (期間外費用)

第3条の2 期間外支出の予定額は、次のとおりと定める。

文 出
 第1款 期間外費用 1,081千円
 第1項 期間外費用 1,081千円
 (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額36,188千円は、当年度分損益勘定留保資金50,051千円、当年度利益剰余金処分額6,137千円で補てんするものとする)。

収 入
 第1款 資本的収入 168,045千円
 第1項 出 資 金 24,625千円
 第2項 他会計からの借入金 140,958千円
 第3項 固定資産売却代金 150千円

第4項 賃 賃 料 2,312千円
 支 出

第1款 資本的支出 204,233千円
 第1項 建設改良費 27,105千円
 第2項 企業債償還金 33,860千円
 第3項 他会計からの借入金償還金 140,958千円
 第4項 貸付固定資産償還金 2,312千円
 (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、148,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 給 与 費 259,764千円
 (2) 交 際 費 360千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的 補 助 金 額
 (1) 看護婦養成所設備整備にあてるため 400千円
 (2) 企業債未償還額に対する支払利息にあてるため 30,733千円
 (3) 借上げ病床の賃料にあてるため 930千円
 (4) 法適用前の施設整備及び企業債償還元金等に起因する歳入歳出不足額の補てんにあてるため 12,465千円
 (たな卸資産減価償却限度額)

第8条 たな御資産の購入限度額は、171,535千円と定める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一冊月三百円(送料を含む)】